



放送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては、電波法第七条第二項第四号ハの規定により、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合にあつては、当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者が、同項第五号又は第六号ロの規定により、放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合しなければならない。

一 その局の免許を受けようとする者（以下「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができるること。

二 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実であると認められるものであること。

### 三 削除

五 その局が協会の基幹放送局であるときは、放送法第十五条に規定する目的を能率的かつ經濟的に遂行するために必要なものであること。

六 その局が地上基幹放送試験局又は衛星基幹放送試験局であるときは、前各号（受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあつては、第一号及び第二号）の条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。

（1） 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。

（2） 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。

再免許については、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合することは、過去の実績をもつても証明されなければならぬ。

3 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局は、第一項第一号及び第二号の条件を満たすほか、その基幹放送局が再放送をしようとする地上基幹放送について発生している受信の障害を能率的に解消するために必要なものでなければならない。

（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局）

第三条の二 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局は、前条第一項第一号及び第二号の条件を満たすほか、衛星基幹放送を行う基幹放送局が衛星基幹放送試験局であるときは同項第六号（1）及び（2）の条件を満たし、移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局が電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときはその局に係る開設指針の規定に基づくものでなければならない。

（国際放送を行う基幹放送局）

第四条 国際放送を行う基幹放送局は、国際放送を行うための十分な計画を有し、かつ、これを確實に実施することができるものであつて、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合しなければならない。

2 再免許については、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることは、過去の実績をもつても証明されなければならない。

（中継国際放送を行う基幹放送局）

第四条の二 中継国際放送を行う基幹放送局は、次の各号の条件を満たすものでなければならぬ。

（協会国際衛星放送等を行う基幹放送局）

第四条の三 協会国際衛星放送又は内外放送を行う基幹放送局は、第三条第一項第一号及び第二号の条件を満たすものでなければならない。

（基幹放送局の設置場所等）

第五条 基幹放送局の空中線装置は、航空の安全その他生命、財産の安全に支障を与えない場所に設置するものでなければならない。

第六条 中波放送を行う基幹放送局を開設しようとする者は、その送信空中線の設置場所がその放送をしようとする地域における受信可能な範囲を最大にし、かつ、人口密度の高い地带における他の放送の受信との混信を避けるために適切な場所となるようしなければならない。この場合において、開設しようとする基幹放送局のブランケット・エリア内の世帯数は、指針としてその基幹放送局の放送区域内の世帯数の〇・一パーセント以下でなければならない。

2 開設しようとする基幹放送局の放送区域の全部又は大部分が他の中波放送を行う基幹放送局の放送区域の全部又は大部分となる場合には、送信空中線の相互間の電磁的結合等により放送の受信に悪影響を及ぼさない限度において、その局の送信空中線の設置場所は、なるべく他の中波放送を行う基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接した所であること。

3 第一項後段の規定に適合することが実情にそわないか又は公共の福祉に反することの証拠が提出されたときは、総務大臣は、当該条件の軽減について適當な考慮を払うものとする。この場合には、総務大臣は、免許人に対し当該放送の受信に対する妨害を除去し、又はその他の正当な苦情を処理するための措置を求めることができる。

第七条 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局（人工衛星に開設するもの及び移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）を開設しようとする者は、指針として次の各号の条件を満たすようにしなければならない。

一 開設しようとする基幹放送局の送信空中線の型式及び構成、設置場所（次号の規定により他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接することとなる場合のものを除く。）並びに高さ並びに実効輻射電力は、その放送しようとする地域におけるその放送の受信が有効に行われるため必要な電界強度を生ずるものであること。

2 開設しようとする基幹放送局の送信空中線の設置場所は、その局を開設することによりその局又はこれと放送の種類を同じくする他の基幹放送局の放送区域がそれぞれ当該他の基幹放送局又は当該開設しようとする基幹放送局の放送区域の全部又は大部分と共に通となる場合には、当該他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接したものであること。

前項の条件に適合することが実情にそわないか又は公共の福祉に反することの証拠が提出されたときは、総務大臣は、当該条件の軽減について適當な考慮を払うものとする。

（既設局等への妨害排除）

第八条 開設しようとする基幹放送局は、その局を開設することにより既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）若しくは法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備の運用又は電波の監視（総務大臣がその公示する場所において行なうものに限る。）に支障を与えないものでなければならない。

（基幹放送の普及）

第九条 開設しようとする基幹放送局は、第二条及び第六条から前条までに規定する条件を満たすほか、その局を開設することが放送の公正かつ能率的な普及に役立つものでなければならない。

（優先順位）

第十条 第三条から前条までの各条項（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の各条項を含む。以下この条において同じ。）に適合する基幹放送局に割り当てるにできる周波数が不足する場合には、各条項に適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。

2 地上基幹放送に係る優先順位を決定するに当たつては、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の免許を受けようとする者の申請及び当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者の放送法第九十三条第一項の規定による認定の申請を特定地上基幹放送局の免許の申請に相当する一の申請とみなして、前項の規定を適用する。

		附 則	この規則は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和二七年六月一八日電波監理委員会規則第九号)	この省令は、(平成二年九月二九日郵政省令第五六号)	この省令は、(平成二年十月一日から施行する。)
附 則	(昭和二八年四月二十四日郵政省令第一一号)	この省令は、(平成三年一月二一日郵政省令第三号)	この省令は、(平成四年一月一〇日郵政省令第三号)
附 則	(昭和三四年五月二十五日郵政省令第一九号)抄	この省令は、(平成五年三月二日郵政省令第七号)	この省令は、(平成六年一月五日郵政省令第五一号)
規則	この省令は、(昭和四〇年九月一日郵政省令第三〇号)	この省令は、(平成六年一月三〇日郵政省令第八〇号)	この省令は、(平成六年法律第七十四号)
規則	この省令は、(昭和四一年九月五日郵政省令第二四号)	この省令は、(平成七年二月二日郵政省令第五号)	この省令は、(平成七年三月二四日郵政省令第二二号)
規則	この省令は、(昭和四二年七月一日郵政省令第二五号)抄	この省令は、(平成七年五月一〇日郵政省令第四一号)	この省令は、(平成七年五月一〇日郵政省令第四一号)
規則	(昭和四六年一二月二四日郵政省令第三一号)抄	この省令は、(平成八年二月一八日郵政省令第一一号)	この省令は、(平成八年二月一八日郵政省令第一一号)
規則	(昭和四七年七月一日郵政省令第二五号)抄	この省令は、(平成八年四月一一日郵政省令第三八号)	この省令は、(平成八年四月一一日郵政省令第三八号)
規則	(昭和五一年六月二七日郵政省令第二〇号)	この省令は、(平成九年六月一〇日郵政省令第三〇号)	この省令は、(平成九年六月一〇日郵政省令第三〇号)
規則	(昭和五三年九月五日郵政省令第二四号)	この省令は、(平成九年九月二四日郵政省令第六四号)	この省令は、(平成九年九月二四日郵政省令第六四号)
規則	(昭和五五年五月六日郵政省令第一七号)	この省令は、(平成九年九月三日郵政省令第七号)	この省令は、(平成九年九月三日郵政省令第七号)
規則	(昭和五七年一月二二日郵政省令第六四号)	この省令は、(平成一〇年六月一一日郵政省令第五五号)	この省令は、(平成一〇年六月一一日郵政省令第五五号)
規則	(昭和五七年十一月一日から施行する。)	この省令は、(平成一〇年一〇月一日郵政省令第八〇号)	この省令は、(平成一〇年一〇月一日郵政省令第八〇号)
規則	(昭和六一年二月十五日郵政省令第六二号)	この省令は、(公布の日から施行する。)	この省令は、(公布の日から施行する。)
規則	(昭和六十三年一月一日から施行する。)	この省令は、(平成一一年一〇月二八日郵政省令第八七号)	この省令は、(放送法の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十八号))の施行の日から施行する。
規則	(昭和六三年四月十九日郵政省令第二三号)	この省令は、(昭和六三年九月二八日郵政省令第五五号)	この省令は、(昭和六十三年十月一日から施行する。)
規則	(昭和六三年九月二八日郵政省令第五五号)	この省令は、(昭和六三年九月二八日郵政省令第五五号)	この省令は、(平成元年九月二七日郵政省令第五八号)
規則	(平成元年九月二七日郵政省令第五八号)	この省令は、(平成元年十月一日から施行する。)	この省令は、(平成二年九月一四日郵政省令第五七号)
規則	(平成二年一月二十五日郵政省令第三号)	この省令は、(平成二年一月二十五日郵政省令第三号)	この省令は、(平成二年一月二十五日郵政省令第三号)

附 則 (平成二年九月二七日郵政省令第六〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二年二月二七日郵政省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年六月一九日総務省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年一月二十五日総務省令第五号) 抄  
(施行期日)

第一条 この規則は、法の施行の日(平成十四年一月二十八日)から施行する。

附 則 (平成一五年一月一七日総務省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年六月九日総務省令第八九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月三〇日総務省令第一二六号)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三〇日総務省令第六四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月九日総務省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二六日総務省令第三一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百三十六号)の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年四月二三日総務省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二九日総務省令第六八号)

この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。

附 則 (平成二三年七月二八日総務省令第一〇四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年二月二〇日総務省令第七号) 抄  
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一〇日総務省令第一〇八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月二七日総務省令第二五号) 抄  
(施行期日)

1 この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九十六号。次項において「改正法」という。)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日総務省令第二三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日から施行する。